

衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 26. 6. 18 第 186 回国会第 29 号

6 月 18 日（水）、第 29 回の委員会が開かれました。

1 労働安全衛生法の一部を改正する法律案（内閣提出第 64 号）（参議院送付）

- ・田村厚生労働大臣、佐藤厚生労働副大臣、高島厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成—自民、民主、維新、公明、みんな、結い、共産、阿部知子君（無））
- ・とかしきなおみ君外 6 名（自民、民主、維新、公明、みんな、結い、共産）から提出された附帯決議案について、大西健介君（民主）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成—自民、民主、維新、公明、みんな、結い、共産、阿部知子君（無））

（質疑者及び主な質疑内容）

山井和則君（民主）

- ・新たな労働時間制度の適用に関する年収要件は、1,000 万円と言われているが、将来、経済団体の主張する水準に引き下げられる可能性があるのではないか。
- ・新たな労働時間制度の適用要件の一つとされる「職務の範囲が明確で高度な職業能力を有する労働者」の範囲は曖昧であり、適用が拡大される懸念があるのではないか。
- ・新たな労働時間制度について、次期通常国会の労働基準法改正が予定されているが、改正案に金額を明示して年収要件を規定すべきではないか。

中根康浩君（民主）

- ・安定雇用の正社員を増やすためには、賃上げにつながるか不確かな大企業の法人税減税よりも、中小企業の社会保険料負担に対する支援措置を行うべきではないか
- ・労働時間でなく成果に応じて賃金を払う新たな労働時間制度の導入は、サービス残業や賃金不払い問題を隠蔽することにならないか。
- ・新たな労働時間制度を民間労働者に適用するならば、公務員にも率先して適用すべきではないか。

大西健介君（民主）

- ・メンタルヘルス対策支援センター事業は、今回の労働安全衛生法の改正に伴い、廃止を含む抜本的な見直しが必要ではないか。
- ・受動喫煙防止対策について、健康増進法と労働安全衛生法における施策の重複による無駄が発生しないように取り組むべきではないか。

- ・現行の裁量労働制においても断ることができずに長時間労働をしている実態があることから、新たな労働時間制度も働き過ぎにつながる懸念があるのではないか。

重徳和彦君（維新）

- ・ストレスチェックにより誤って高ストレス状態と判定された場合に労働者に生じ得る悪影響について検証しているのか。
- ・ストレスチェックの悪用の防止を事業者に徹底するための具体的な取組について伺いたい。
- ・産業医制度の意義や能力を踏まえ、産業医を積極的に活用すべきではないか。

浦野靖人君（維新）

- ・今後、建設業において、外国人労働者の受入れを進めた場合、どのように労働安全衛生教育を行い、受傷事故の防止を徹底させていくのか伺いたい。
- ・受動喫煙防止対策を事業者に義務付けた上で、助成金等の支援を行う方が、受動喫煙防止対策の推進に役立つのではないか。
- ・平成22年の厚生労働省健康局長通知にある「全面禁煙が極めて困難である施設・区域」の具体例を伺いたい。

中 島 克 仁 君 (みんな)

- ・産業医を選任する義務があるにもかかわらず選任していない事業所が未だに存在している原因を分析し、厚生労働省が適切に指導すべきではないか。
- ・労働者のストレスマネジメントの観点から、産業歯科医を労働安全衛生法に明確に位置付けるべきではないか。
- ・受動喫煙防止対策については、期間を区切って、義務化や法制上の措置を行うべきと考えるが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。

井 坂 信 彦 君 (結い)

- ・労働災害を減少させるためには、非正規労働者に対して労働安全衛生の教育を行う仕組みが必要ではないか。
- ・個々の労働者のストレスチェックからのフィードバックだけでなく、職場がストレスを与える環境かどうかのリスクアセスメントも実施してより直接に職場を改善すべきと考えるが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。

- ・平成23年の法律案では事業者が行う精神的健康の状況を把握するための検査を受けることを労働者に義務付けていたにもかかわらず、本法律案に労働者の受診義務に関する規定を盛り込まなかった理由を伺いたい。

高 橋 千 鶴 子 君 (共産)

- ・ストレスチェックの目的は精神疾患のスクリーニングなのか確認したい。また、労働者に受診義務を課さない中で、ストレスチェックをどのように職場環境の改善につなげていくのか。
- ・ストレスチェックについて、就業規則に受診命令や休職命令等の規定を設けた場合には、受診しない労働者が会社の指示に従わなかったことを理由に懲戒の対象となることがあり得るのか。
- ・短時間で成果を出せる労働者ならば、もともと残業代もいらないので、現在の裁量労働制で十分であり、新しい労働時間制度の必要はないのではないか。

2 社会保険労務士法の一部を改正する法律案（藺浦健太郎君外6名提出、衆法第41号）

- ・提出者藺浦健太郎君（自民）から提案理由の説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成一自民、民主、維新、公明、みんな、結い、共産、阿部知子君（無））

3 財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律案（金子恭之君外6名提出、衆法第45号）

- ・提出者盛山正仁君（自民）から提案理由の説明を聴取しました。
- ・高橋千鶴子君（共産）が討論を行いました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成一自民、民主、維新、公明、みんな、結い、阿部知子君（無） 反対一共産）